

産業建設委員会記録

○開催日時

令和4年9月7日 午後1時57分～午後4時4分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	森 満 晃	委員	成 川 幸太郎
副委員長	宮 里 兼 実	委員	坂 口 正 幸
委員	大田黒 博	委員	岩 切 正 之
委員	石野田 浩		

○欠席委員（1人）

委員 塩 田 耕太郎

○その他の議員

議員	瀬 尾 和 敬	議員	落 口 久 光
議員	下 園 政 喜	議員	屋 久 弘 文
議員	帯 田 裕 達	議員	犬 井 美 香

○説明のための出席者

経済シティセールス部長 有 馬 眞二郎
経済政策課長 高 山 和 人

○事務局職員

事務局 長	道 場 益 男	課 長 代 理	前 門 宏 之
議事調査課 長	川 畑 央	管理調査グループ員	米 森 祐 太

○審査事件等

- ・ プレミアム付き商品券「とくとく商品券」発行事業に係る所管事務調査について

△開 会

○委員長（森満 晃）ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の調査日程により調査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議なしと認めます。

よって、お手元の調査日程により調査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△経済政策課の所管事務調査

○委員長（森満 晃）それでは、経済政策課の所管事務調査に入ります。

本日の委員会では、新型コロナウイルス感染症関連、地域の商いパワーアップ事業補助金のうち、プレミアム付き商品券「とくとく商品券」発行事業に係る所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

まず、私のほうから今回の商品券の導入経緯につきまして説明をさせていただきます。

昨日の落口議員の答弁と重複するところもあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

地域の商いパワーアップ事業補助金につきましては、令和4年度の当初予算におきまして、予算措置を行いました。3月の中旬に新型コロナウイルス禍で落ち込む市内の小売業者、飲食店、サービス業などの地域経済の消費喚起策といたしまして、市内全域で利用できる商品券事業を行いたい旨、川内商工会議所が市に対し要望をされたものであります。

これを受けまして、6月補正で9,000万円を増額補正し、プレミアム率20%のプレミアム商品券事業を実施することといたしました。

その後、6月補正成立後に、県におきまして地域消費喚起プレミアム商品券支援事業が創設されたことから、この県補助金を活用しまして、プレミアム率を当初計画より30%かさ上げし、7月25日、専決処分により8,480万円を増額補

正したものでございます。

この商品券の内容ですが、1人2冊まで、ただし、親族に限り代理の購入可。販売期間は8月27日、土曜日から。これにつきましては先着順の販売。場所は国際交流センター。8月29日からは川内商工会議所、商工会入来本所、甕島は商工会里支所、下甕支所の2か所。利用期間は10月31日までとし、スタートしたものでございます。8月27日の販売状況等につきましては、課長に説明をさせます。

○経済政策課長（高山和人）それでは、まず委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、発行事業の現在の状況を記載してあります。8月27日販売が2万1,628セット、8月28日現在の利用可能店舗数は625店舗となっております。また、利用期間を記載してありますが、売れ残った分の今後の調整等ありまして、終了の10月31日というのは変動することになると思われます。

それでは、8月27日の状況をお知らせいたします。まず、国際交流センターでの販売開始から販売中止、その後の対応について、昨日の一般質問での答弁と一部重複しますが、御報告いたします。

当日、6時45分に会場を開門しましたが、8時の入場開始のころには約300人が既に並んでいらっしゃいました。そこで予定を1時間早め、9時から販売を開始しましたが、そのころから国際交流センターに向かう各所で渋滞が発生し始め、その後、時間が経過するとともに渋滞が広がり続けたため、11時2分に川内商工会議所で中止を決定されました。また、12時10分には商工会議所のホームページで中止も発表されたところであります。

また、市では、中止の決定を受け、12時15分に防災行政無線で中止の放送を行い、13時ごろに議会の皆様への情報提供、プレスリリース、ホームページの公開、LINE配信等を行ったところです。

その後、当日の販売を13時30分ごろに完了し、最終的には2万1,628セットを販売したところです。

その後、17時頃、川内商工会議所におきまし

て、市と商工会議所と今後の対応について協議をしました。

当日の流れにつきましては以上です。

○委員長（森満 晃） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 今、説明していただいたのはありのままなのでしょうが、実は昨日、落口議員は質問されている中で、私自身の6月議会での質問に関連して質問されていたのですが、私も同じように、そのことについては、いろいろ質問させてもらったのですが、ここでどうしても気になっているのは、「公平に行き渡るように会議所、商工会とも連携していきたい」という話をされたわけです。その協議をする中で、本当に今回の販売方法が一番よいということだったのでしょうか。協議をしながら、いろいろな販売方法というのが提案されたと思うのです。最終的に今回の方法を選ばれたわけですが、その間にどのような販売方法というものが意見として出てきたのでしょうか。当局側からなのか、会議所あるいは商工会側からなのか。全く出てこなかったのか。そこら辺はどうなのですか。

○経済政策課長（高山和人） 6月議会で、確かに「公平な販売方法を協議します」ということでお答えいたしました。その後、商工会議所から調整あるいはいろいろな提案が上がってくる中で、販売方法ということがやはり一番問題になり、時間もかかりました。当初、各世帯への配付あるいはチラシ等に、はがき形式のものを挟み込んで返送してもらう、あるいは当然抽選方式、それと今回行いました1か所での集中的な直接販売。いろいろ意見は出ましたし、私どもからも、とにかく公平なことをお願いはしてまいりました。ただ、その中で、抽選方式あるいはデジタルを含め、経費とか周知期間、あるいは、やりとりの時間、そういうところを勘案したときに、どうしても夏場、8月のうちに早めに事業を開始して、販売をしたい。とにかく利用開始を早くしたいということがございまして、時間的、経費的な部分がやはり大きかったと思うのですが、直接販売方式で行いたいということで了承したところでした。

○委員（成川幸太郎） この直接の販売方法ということについては、商工会議所さんは、以前、

数年前にここで販売されたときに大きな失敗をされて、市民からも反感を買ったということがあり、私は商工会議所がこの直接販売方式を取るというのは、どうしても考えられなかったのです。どこが中心になってそれをしたのか。昨日有馬部長も経費のことを盛んに言われましたが、私は公平に配るためには多少の経費がかかって当たり前だと思うのです。経費をけちるために市民が不満を持つような販売方法を取るというのはとんでもないことだと思います。当然、かかる経費はかかる経費でして。

しかも昨日、落口議員も言われましたが、4万2,400セットというのを、当初、私が聞いたときには1世帯に1セットずつ行き渡る冊数は用意してありますということで聞いていて、結果的に、それが最初は1人5セットだった。1万円で1万2,000円を5セットだった。これが8,000円になったために1人2セットになったわけですが。公平に行き渡るためには、最低でも1世帯2セットはまだ許せるとしても、親族まで買えて、しかも代理で買えて、昨日の落口議員の質問にもあった、あんな買い方をするのは、とても公平性を保つ販売方法ではないと思うのですが。最終的に、今回の並んで買わせるという結論の主導権を取ったのはどこなのですか。会議所が言ってきたのですか。行政のほうから主導したのですか。

○経済政策課長（高山和人） 最終的には会議所のほうからの申入れでした。先ほど出ました前回の商工会議所で販売した折、長蛇の列が市役所の周りにもできたということもお聞きしています。商工会議所のほうが、なぜ今回直接販売に踏み切ったかといいますと、前回、商工会議所において10ブース設けての販売であり、駐車場がないという批判も相当受けたということから、出された案が、駐車場をある程度確保できる国際交流センター。おまけに純心女子大のほうからも200台分ほどの駐車場をお借りして。また、国際交流センターでしたら舞台のところを広く取れますので、今回は20ブース設けて販売すれば以前のような混乱というのは起きないのではないかという判断をなされたと聞いております。

○委員（成川幸太郎） 当然、商工会議所がそういう判断をされたのかどうか、言われれば確認

をせざるを得なくなってくるのですが。恐らくそれを判断しなかったのではないかと。逆に言えば、先ほど課長が言われたように、はがきなりチラシの中に引換券、申込書を入れて、各世帯で申込みをして、1世帯1セットとか2セットということであれば、購入者に相当行き渡ったと思います。私は、この販売方法を聞いて、非常に残念だったのです。絶対これは問題が起こるというのが分かり切っていた。一つは、昨日も落口議員が質問している中で、途中で質問したかったのですが、実際に、そのときに公平に行き渡るように協議しますということを私自身が販売方法を聞いたのに、私たち議員には、その販売方法の説明は全くなかった。落口議員もそこを言いたかったのだと思うのですが。私も有馬部長にも言いましたが、聞いたのは加盟店を募集する業者から、「成川さん決まっていますよ」と言われて、あれ、何も聞いていない、と。そして有馬部長に確認をしたわけですが。ここまで答弁をしておきながら、なぜ議会に対してこういう販売方法に決まりましたということを知らせてくれなかったのですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

この件につきましては、議員の皆様にも最終的な販売の方法を周知しなかったということは大変申し訳なく思っているところでございます。最終的にこうなりましたというところまで、今考えますと、そういう報告をすべきであったというふうに考えているところでございます。

○委員（成川幸太郎） 今後の考え方というのを、我々に対して誠意が見られないような答弁であったのであれば、審議の在り方も考えなければいけないというようなことを、落口議員が昨日言われたわけですが、こんないい加減なことはない。今回、どうも並んで買わせるほうを隠すために意図的に知らせなかったのではないかな、という感じを私は持ってしまった。

それと、昨日も出ました、市民から不満が出ているのは、なぜ他市の人まで買えるようにしたのか、ということ。県の補助金というのは各自治体に行っていて、あくまでも今回の県の補助金は薩摩川内市に対してされたのであって、事業所をしている人、事業者は当然潤うのですが、それを使う人が恩恵を受けるということは当然先に考えなければいけなかったと思うのです。とにかく市外

の人が並んでいたというのも聞きますし、市外の人が薩摩川内市民に頼んで購入したということも聞いていますが、なぜ市外の人まで買えるような販売方法というのを取られたのですか。

○経済政策課長（高山和人） 委員がおっしゃいますように、そこで規制ができればよかったのですが、一つには市内に高齢等の御親族の方がいらっしゃるって、例えば、その身内の人が本人が買えないので買ってあげられるとか、そこら辺も話の中で出まして、「広く」という意味からも住所要件を撤廃してもいいのではないかという話が出たところです。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

これにつきましては、昨日の落口議員のところでも答弁させていただきました。当初、成川委員がおっしゃいますように、1世帯1冊の販売も検討をしたところではあったのですが、市民の住所や氏名などの住民情報、これらを個人情報保護条例によりまして民間で使用できないということから、その案を取りやめまして、先着方式の案としたところでございます。

市内に住んでいるかどうかを確認するには、免許証やマイナンバーカード、保険証等の本人確認など、購入者の手間も増えまして、窓口での混雑も予想されるということから、こういうことを検討したところでございます。

また、市内のお店の利用は隣接の自治体の住民の方々もいらっしゃいますので、市内に限定しない販売を決定しました。ただ、周知的にはホームページやFMさつまさん以外、市外向けに大々的には行わないという形を取らせていただいたというものでございます。

○委員（大田黒 博） 少し確認をさせていただきたいのですが、我々は地方・祁答院におりまして、商工会の情報が早く入ってきません。しかし、このようなチラシが入ったりしますと、このチラシを見たりしながら気づいたのですが、2日間のずれがある中での、商工会が2日後の29日から商工会と甕島が2か所ですかね。この上になくなり次第終了というのが書いてあるのですが。今、商工会議所とのやり取りをお聞きしましたが、少し主導権が向こうにあったのかなという中で、想定外の応募が来たのかなと思ったりもするのですけれども。この2日後の商工会あるいは甕島の

商品券の配付等の数字等は決まっていたのでしょうか。

○経済政策課長（高山和人） まず、会場を1か所にした経緯でございますが、金券とか現金とかを扱う関係で、多くのところに分散すれば、それだけ警備会社とか、そのようなところへの負担等も増えます。ということで、国際交流センターであれば、市内、割と西寄りのほうでまんべんなく。少し祁答院・入来からは遠いと思うのですが、直接販売で来られるのではないかとということで、1か所でした経緯がございます。

そして、売れ残った場合の件ですが、甕島につきましては、別途1,400枚ほど確保しております、あのまま続いていけば、29日から上地域、下甕地域で売り出す予定でした。

○委員（大田黒 博） 1,400冊が甕島だけは振り分けてあったということですか。

○経済政策課長（高山和人） そのとおりでございます。

○委員（大田黒 博） であれば2日後に商工会で売られるよ、などということは、よく見ていない、そういう者においては取り違えをしていた方がほとんど多かったのではないかと考えているのですが、その辺の把握はどうなのでしょう。

○経済政策課長（高山和人） 大田黒委員がおっしゃいますように、そのような問合せもございました。「売れ残った場合」ということが、正確に伝わっていなかった部分もあるかと思います。周知方法がはっきりしなかったということでございます。

○委員（大田黒 博） 個人情報において、本会議場でやり取りがあったのですが、事業主体が会議所ですよ。部長が言われたのは、委託をしたときに、個人情報等の、40冊売れた、20冊売れたとか、話題性になっていて、いろいろな意見があるわけです。その中で、「市役所、所管がそれだけの把握をして、そういう意見が出る前の個人情報等の確認をする」といったものが、部長の昨日の説明ではよく分からない。我々でも分からないのですが。業務委託すれば入れたという意味なのでしょうか。どうなのでしょう。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎） 業務のやり方、今回は補助金ということで、地域のパワーアップ事業補助金という制度そのものを

使いまして、商工会議所からの要望がありまして、市内の地域経済を何とかおこしたい、上げたいというような思いからされたところでございます。そういった意味も含めての補助金。

それから、市がやる場合には、どこかに委託とか、そういう場合には市が直営、事業主体になりますので、そうなりますと、市の考え方で配付とか、そういうのができますので、個人情報市として使える。そういうような説明をさせていただいたところでございます。

○委員（大田黒 博） 事業主体が商工会議所であつたりしたら、券を出すときに名前を書きますよね。そういったときの個人情報は、確認するわけにはいかないという意味ですか。委託だったら確認をして、それだけのものが把握できた。多く売ったりしなくてよかった。そういう意味で捉えてよいのでしょうか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎） 個人情報の扱い、先ほどの質問の中でも出ておりますが、最初から引換券を配ればよかったのではないかなという話とか、それから個人向けに、そういうような通知とかができなかったのか、世帯向けにそういうのができなかったのかということにおきまして、そういう個人情報を使って1世帯当たりに通知をするというようなことを想定しての個人情報の取扱い方でございます。今、話をしているところは、そういうところでの個人情報の扱い方です。いずれにしても、名前を書いて、それと合致するかどうかということまでは、補助事業につきましては、そういった取扱いが市としての事業主体ではないので、できない。そういったような考え方としたところでございます。

○委員（大田黒 博） 少しもやもやしているのですが。要は、昨日も本会議場で議案化した中で、そういうものが中止になり、テレビ放映等でも出されたわけですが、我々議会とすれば、議案化されて、こういうトラブルがあつたりすると、今後、議案化するとき、内容をしっかり把握しないと、市民から注視されるわけです。だから、そのようなものにも関係してくるし、そのようなところを精査したいのです。だから、幅を広げれば、隅々まで言えば個人情報なるものが、もうちょっと詰めて、一つ一つ説明を聞いたり、質問し

たりしたいのですが、漠然的なもので言われるのは分からなくもないのですが。

事業主体が商工会議所であったために、40冊買った人たちは利益が16万円儲かるということです。だから、そうなると、批判が出るのは当たり前であって、そこまで確認をしたほうがいいというような情報が出てくると思います。だから、そのようなところの事業化といったものが問われてくるであろうし、今後に影響してくると思っています。やはり商工会議所と当局とのすみ分けが、少し足りなかったのではないかなと思う中で、このような個人情報等のすみ分けを、一歩、二歩進んでしなければならなかったのではないかと思っているところです。

その辺は、批判が殺到している中で、昨日、部長が謝られて、それが実際に謝られるべきなのかという意見も出てきておりますので。その前に、市長からこの点について、謝る、謝らないは別に、意見等をいただければよかったと思うところでした。部長が先に謝ったのであれば、とにかく今、質問をこのようにします。調査する中で、後手に入ってしまうのではないかと考えているのですが、その辺は、感じとしてはどうでしょうか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

昨日のおわびの件につきまして、補助事業ではありませんけれども、補助事業の申請を受けまして、その事業を決定した市といたしまして、このような交通渋滞、混乱を招いたということから、担当主管部であります私のほうでおわびをさせていただいたところでございます。また、今後も皆様には説明をしながら、今度、さらなる残りの冊数の分もございまして、早期の再開を目指したいと考えております。

○委員（成川幸太郎）個人情報の件、今回の事業というのは、あくまでも会議所の事業だと言われているのですが、金銭的には100%市の補助事業ですね。そのようなときに、会議所だから使わずにこういうことになったということを言われますが、市にも責任がある程度あるのですから。結局、逆に会議所から個人情報を使って文書を流すという、逆委託をされてもよかったのではないですか。そういう面では、私はあくまでも公平に行き渡るための考え方が足りなかったと、本当にそこはおかしいと思います。

昨日、経費を言われたときにも、経費ばかり言った。個人情報だって逃げるけれども、逆に、こちらから市の商工会議所に協力する手だてというのも提案すべきで、お金だけ出しておけば会議所が全部やればいいのかというようなやり方は、非常に無責任だという気がします。そう思います。

だから、そこら辺も、もう少し。今後もコロナで国の補助事業等が幾らか続くとすれば、同じようなことが出てきかねないわけですから。市のお金を使って会議所にやってもらうのだから。市ももう少し協力できる体制というのを。「できない、できない」と突っぱねるのではなくて、きちんとやって、市民が少しでも納得できるような販売方法、提供の仕方というのを考えてもらわないといけないのではないかなと思います。そのようなことはできないのですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

先ほどの個人情報につきましては、そういう取扱いであったのですが、市のほうとしましても、広報への折り込みチラシの入れ方とか、それから、当日の体制の確認などを含めての配置とか、そういった部分などを。また、その前の協議につきまして、いろいろさせていただいたところでございますが、足りなかった部分もあったかと思っておりますので、今後また気をつけてまいりたいと思っております。

○委員（成川幸太郎）もう一回確認させていただきます。この最終的な協議のうち、今回の販売方法を提案したのは商工会議所のほうからということ間違いありませんか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）

先ほどもお答えしましたが、言い方は悪いですがけれども、1世帯当たりという形での個人情報利用をできないという判断から、このような形を最終的に会議所が、「そうであるならば氏名の確認、そういった部分の確認もできないし」というようなことで、諸所の考えを相対的に判断されて、こういうことを決定したというところでございます。ですので、こちらの使途の関係がありながらも、商工会議所が最終的には決定をしたというところでございます。

○委員（大田黒 博）令和3年の12月、「とくとくうんまか券」が出ていますよね。これ

は発行券が7,500万円。これにおいては、はがきまたはインターネットで販売をされております。今言われた公平感が取れるわけですが、今後、残っている券がありますよね。今の時点で、商工会議所との話し合いはどうなっておられるのですか。一つ、我々もお聞きしたいことはあるのですが。まずは当局の確認をしながら次のステップを踏まなきゃならないのでしょうか、この残された券を、皆さんは待っておられると思います。なおかつ先ほど冒頭で言った商工会の到来におられる分の皆さんはどうなるのか。抽選とか、いろいろな話は出ていますけれども、それで不公平感が取れるのか。取れないのではないかと思います。その辺の協議は今の時点でどんな協議になっているのですか。

○経済政策課長（高山和人） 現在のところ、概要としましては抽選方式で行いたいということでお聞きしています。ただ、前回購入された方の名簿等は存在しています。今、入力作業が商工会議所のほうで行われていますので、前回買われた名簿に載っている方は除外した形での抽選という形になると聞いております。

スケジュール感につきましては、告知については9月の下旬ごろ、申込み締切りを10月の下旬ごろ、当選した場合のはがきの通知を11月上旬ごろに予定しております。先ほど最初に冒頭で申しましたように、使用期限は延長するということを考えていらっしゃいます。

また、券が当選した場合の引換券につきましては、各商工会を含め、複数の場を準備して対応しようということで、商工会議所と商工会とが話し合いを進めていらっしゃるということです。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎） 補足しまして、川内地区につきましては、今のところでは4か所を予定されていらっしゃる、混雑の回避をしたいと考えていらっしゃいます。

○委員（大田黒 博） 今のはどのような意味ですか。4か所というのは。引換え場所ですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

○委員（大田黒 博） 分かりました。不公平感を出しながら、これから抽選。これもまた問題があるような気がします。私どもは祁答院で、さつま町の隣にいますと、さつま町の情報がばんばん入ってくるわけです。公平感、不公平感を含め

たもので、情報が入ってくる中に、2冊ということで、さつま町みたいになぜできなかったのか、ということなのです。そのようなものを踏まえて、しっかりとした対応を持っていかなければならない。想定外だったのでしょうか、そういったものも含めて、いろいろな形での意見がありますから。抽選等でよいのか、そういうものも含めて、我々議員としてもいろいろな情報を入れながら、経験で感知のできる場所があると思っております。抽選においてはどうなるのかな、と思っています。その後を早くさばいて、皆さん方に利用していただくというのが先決なのでしょう。その辺が少し疑問視されるところだと思います。

○委員（宮里兼実） 当局にお聞きますが、今回の、この件で、率直に申しますと、商店街が潤うがために、会議所はこのようなことをやるわけでしょう。今回も結局1万2,000円が8,000円で買って4,000円得するわけでしょう。はっきり言って、1枚買うだけであれば4,000円で終わるわけです。しかし、私にも電話がかかってきて「これはどうなっているのか」というようなことがありました。さっきも話がありましたように40冊買ったというような人もいます。4,000円儲かるがために、パートの仕事を休んで5冊買って来ると、2万円は儲かるわけです。パートに行き、仕事に行き、1日のパート代が2万円儲かるというような仕事はないわけですから。仕事を休んで、そして買いに行くと。そういうことですので、どこが、誰が一番得をしたのか。当局、会議所にしても、これだけ与えられた券を早く処分、完売すればいいという考えの下に、こうなったのは結果論ですが。ですから、誰が、どこが。当局にしても、これだけの予算の中で、これを早く処分をしようという考えの下に行われたとしか、私にしてみれば考えられないことです。

私が考えるところは、本当に末端までの市民が、こういう制度があつてよかったと思われるような、1人1枚とか、それ以上は買えませんよというような、そういうことをなぜ最初にしなかったのかということ。大田黒委員からも話が出ましたが、田舎に行けば田舎に行くほど車、足がない。買いに行きたいけれども足もないというような人もたくさんいらっしゃると思うのです。祁答院

から交流センターまで何で来ますかということになるわけです。そのようなものもしっかり考えて、薩摩川内市みんなに配られるような方法を、何故頭のいい職員の方々は考えなかったのか、ということですので。もうこれは結果論であって、あと半分残っているのであれば、それをいろいろな苦情が来ないように配り方をしてほしいものだと思います。

ですから、私の考えですけれども、こういうのを毎年毎年やるのではなくして、市民全体に行き渡るように、税金を少し安くしてやるというような方法が一番私は末端まで浸透していくと思います。ある一部の人だけが儲かるような形になるのではなくして、これはみんなのお金ですから、税金を無駄遣いにしないように。要望しておきます。

○委員（石野田 浩）さっきからいろいろお話を伺っていますが、前回の委員会の中に、成川委員の質問の中で、十分配慮をしながら配付の方法を検討していただきたいというような話があり、ここまで詰めて話が出来上がっておりませんという答弁があったのですが、その後、そのような話合いをいつされたのでしょうか。それを教えてください。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）6月24日に、こちらのほうで11時40分から産業建設委員会が行われまして、うちの経済政策課の質問があったところでございます。その後の商工会議所との打合せにつきましては、少し確認をさせていただきます。課長から答弁させます。

○経済政策課長（高山和人）その後ですが、6月30日から商工会議所との協議に入っております。7月に入りまして、大体2日、3日置きぐらい、多いときは続けてなのですが、商工会議所と行き来しながら、細部について調整をしております。これは、ある程度、担当者レベルでの話合いでありまして、その間に私どもも入りまして、ある程度の枠組みを決めたり、それぞれの意見を言ったりしながら、制度をつくり上げていった次第でございます。

○委員（石野田 浩）今、聞いていると、頻繁に事務的なレベルで会話されているということですが、実際にまとまって、先ほど部長が答弁された話などを聞くと、部長の答弁が、「会議所の意向です」「やむを得ません」というような感じ

に受けとれるのです。だから、補助金というのは、普通の補助金みたいに、当事者が50、あるいは市が50と、半々ぐらいの補助金でやるのだったら、まだそれでもいいと思うのですが、先ほど成川委員が言われたように、ほとんど全額、市・県が出しているわけです。国もあるかもしれませんが。そのようにして出しているのに、不都合だと思ったら、やはり直していった事業を完成させないといけません。「こう言われましたからここを見ました」「言われるとおりにこうできませんでしたからこうなりました」では、事業主体が幾ら商工会議所であっても、事業そのものを推進したのは市であるため、その辺の考えが違うのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）おっしゃられますように、要望はあったのですが、最終的にその事業を決定したのは市のほうでございますので、そこ辺り、会議所との意見交換をする中で、そういう詰めが、もう少し足りなかったのではないかと考えているところでございます。

○委員（石野田 浩）この券を販売して、中止しましたよね。その後、会議所とどんな話をしているのですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）会議所のほうとは毎日のように協議をしながら、その状況等の話をしているところです。先ほど課長のほうから答弁がありましたが、残りの冊数をどう販売したらよいものか。その辺りを中心に。もちろん、早く行き渡らせて。今、10月31日までの使用期限としていますが、それではとても使用期間が足りないので、「もう少し延長できないか」「延長する方向でやりましょう」など、そういった部分の調整をやりながら抽選をする予定です。申込みは多数になると思われますので、抽選をする予定です。そうなりますと、今度は引換えに来るときに、ある程度、2週間ぐらいの引換え期間を取る予定なのですが、それでも混雑するかもしれない。もう今後は、渋滞は起こしてはいけないということで、引換え会場を増やさなければならない。このようなところを商工会議所とも協議をしながら、商工会議所もいろいろなところと調整をしながら、今、その仕組みをつくっているというような状況でございます。

○委員（石野田 浩） 終わってしまったことはどうしようもない。端的に言えばそういうことですが。ただ、このような事態を招いて、「大体です」というような話なのですが、既に10日経とうとしていますよね。それだけの日にちが経っているのに、我々に発表できるような成果が全く出てきていない。その辺が出てこないということは、やはり私は当局も怠慢だと思います。そのような大きなことであれば、一日も早く。極端に言えば徹夜をしてでも議論して、きちんと3者の合意を得ながらやっていかないと。遅くなればなるほど段々ネガティブなほうに状況が展開していくと思います。不公平であるとはいえ、やはり、「前向きにやろう」「お互いみんないいことをしよう」「ためになることをしよう」と、市民のために始まっている事業です。しかし、そのようにやろうと思っているところに、ますますマイナスが出てきて、ネガティブな意見ばかり発展してくると、本当に事業そのものが無駄になるような気がします。この事業を活かすためにも、一日も早く解決策を。早く議論をして、早く結論を出してください。当然、議会にも報告してもらわなければならないのですが、そのようなことも含めて、一日も早い解決を図ってください。そうでないと。「いや、会議所が言ってこない」とかいう話ではないと思います。これはやはり当局の問題です。先ほどの話を聞いていると、極端に言えば「補助金は、事業者が言えばどこでも出す」と捉えられても仕方がないような答弁です。その辺も十分気をつけながら進めてもらわなければ、本当に困るのは最終的には市民です。何か話があれば教えてください。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）
今、委員がおっしゃいましたように、これを今後どうしていくかというところが、27日、すぐ終わってからの話でございまして、それにつきましては、もう既に入力を何日も前から始めておりますが、既に購入された人を買えないようにする仕組み等の部分を行い、それから今後かかる経費の積算等の部分も行いながら、調整しているところです。我々も、もちろん待ちの姿勢ではなく、私も毎日のように会議所にも行って話をしております。担当も行って協議をしているところです。

今回、先ほど委員がおっしゃいました、起こ

ったことについてはそのようなことで、本当に申し訳なく思っているところでございます。これから早期に残りの部数の販売方法を会議所と一緒になって作り出して、また委員の皆様、市民の皆様にもお示ししたいと思っております。

○委員（坂口正幸） どうしても1点だけ納得いなくて質問しました。最終的に当局の方も納得されて、この売り方になったと思うのですが、今、このコロナ禍において、駐車台数を鹿児島純心女子大学に111台確保して、ブースも21か所。混雑するのが容易に考えられますよね。それを提案いただいたときに、何も思われなかったのかな、と思ひまして。「すみません」「はい、分かりました、よろしく願います」で終わったのかなと思ひながら、その辺が引っかかりまして。何かあれば御答弁いただければと思います。

○経済政策課長（高山和人） 委員のおっしゃるとおり、やはり混雑というのは心配した部分でした。ただ、商工会議所とお話する中で、「駐車場も大分確保してありますから」「販売ブースも増やして、早く人の回転ができる」とありました。また、そのシミュレーションも商工会議所のほうで行い、1人何秒当たりで動けるなど、いろいろ研究され、「何とかできます」とのことでしたので、「ではその販売方法で」と、私たちも了解したところでありました。

○委員（坂口正幸） ありがとうございます。実際に販売が始まりまして、車の入りを見て、大体の想像はついたと思います。その中で、場内の込み具合とか、そのようなものを調整したり、早めの調整に入ったりというお考えが、皆さんの中で何かなかったのですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）
私のほうも現場におりまして、その様子を見ておりました。途中で私も交通整理のほうに入ったり、駐車場の純心女子大学側のほうに入ったりしました。しかし、今度はそうでなく、中止の判断もしなくてはならないという時点が10時40分。9時から混雑を始めまして、9時半、10時ぐらい、9時40分ごろにはもうかなり混雑がひどい状況が分かってまいりましたので、中止の判断をすべきだということを、会議所と一緒に話をしながら、そして判断を11時2分にしました。そこから広く周知をするためには、防災無線も使わな

ければならないというようなことから、市長のほうにもお願いをして、「こういう形で」ということで判断していただき、防災無線などで周知させていただいたということになります。非常に現場は混乱しておりまして、私どもも苦慮しながら、中止の判断をさせていただいた状況でございます。

○委員（大田黒 博） 1点だけお聞きします。警察関係で事故が発生したということを2件ほどお聞きしたのですが、どのような案件だったのでしょうか。けが等はなかったのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎） 正確な情報ではありませんが、事故があったということは聞いております。けががなかったかどうかというところは、けががあったというような情報が入ってきておりませんので、そのような部分はなかったというふうに思っているところです。

○委員（大田黒 博） ただ、公的立場の役所あるいはそういう形での発券・販売の場において、警察が入って事故が起きたという場合は、確実に調査をして、警察との関係を持ちながら行ってください。やはりこういった形で問いただされたときには、「けがはなかったのです」と、はっきり言えるくらいの調査だけはしていただかなければならなかったのではないのでしょうか。そのようなところは少し手薄だったのでは、と思いますがいかがですか。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎） 警察との関係につきましては、私ども市のほうでも、当日、会議所と一緒に警察のほうにまいりまして、渋滞が発生したというおわびと、それから今後行方際の注意事項という形で対応し、今、会議所のほうでも動いて、警察とお話しているところでございます。私どものほうでも、また情報収集をしっかりと努めたいと思っております。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃） 質疑が尽きたと認めます。

以上で、経済政策課の所管事務調査を終わります。

△参考人招致の検討

○委員長（森満 晃） 次に、ただいまの経済

政策課の所管事務調査を踏まえ、参考人招致の取扱いについて協議いたします。

先ほどの経済政策課の所管事務調査に当たり、とく商品券発行事業を実施した側の視点から御意見を伺うため、実施主体である川内商工会議所を参考人招致することについて御協議いただきたいと思います。

御意見はありませんか。

○委員（大田黒 博） 今、当局に確認をした点を含めて、事業主体である会議所等をお呼びして、確認をしたり、少し状況把握をしたりするべきだと思っておりますので、参考人招致の方向でお願いいたします。

○委員（成川幸太郎） 参考人招致ということですが、12日にもう一回産業建設委員会があるのですけれども、実際に参考人招致の手続をすれば、手続上は、1週間前には通知をするということになっています。時間的に足りない部分がありますし、地方自治法の元、会議所をどのような形で呼ぶのでしょうか。当該地方公共団体の事務に属しない、つまり地方議会の権限に属する事項と関連がないとは言えないのですが、民間会社や個人事業者の経営状況は、国の事務に関する調査、議会の調査範囲外であるということもありますので。今、当局が言うように、事業主体は会議所です。あくまでも市は補助金を出している立場ですが、その補助金の使われ方を審査するのはどうかということ。私も先ほど、最終決定が本当に会議所の意向でそのようなことになったのかお聞きしましたが、参考人を呼ぶのは手続上、結構手間もかかるそうですし、できれば12日までの間に委員長なり議会を代表する議長なりと一緒に、今日の当局の答弁を踏まえて、それを確認する意味で会議所のほうに聞きに行ってください、そのときにまた報告をいただくという形で判断をしたほうがよいのでは、という気もするのですが。参考人招致の話が出たので、少し調べましたら、やはり手続上はちゃんとしなくては。「明日来い」というわけにはいかないでしょうから、そのような形で。1週間だと12日まで、もう間がありません。1週間以内に12日は来ない。1週間したら12日は過ぎているので、それ以外に、また参考人招致の日を設けるのか、ということにもなってしまいます。私も確認をしたいことがあります、

どちらかというと、これはもう委員長にお任せをして、委員会の代表が、または議会を代表して議長なりと一緒に、会議所に説明を聞きに行ってもらったほうがよいのかな、という気がします。

○委員（石野田 浩） 前回のときにも私は話をしたのですが、まずは当局に聞いてからということで、今日、当局を呼んで、委員会でいろいろ質問をしながらやってきたわけです。だから、会議所に聞く気持ちもあるし、そういう事態もあるかもしれませんが、まず当局に聞きたいことを聞いてからだという話でした。皆さんそれぞれ思い思いで聞かれたと思うのですが、それでもまだ不十分ですか。まだそれ以上聞かなければならないのですか。これは私の意見ですので、皆さんはどうかわかりませんが。

○委員（大田黒 博） 成川委員が言われるのは私も心配をしておりました。やはり1週間ないといけないと思っておりましたので、前回の委員会のときに当局を早めに呼んでという意見を言ったのです。今日のこの確認が前回できていれば、その1週間は確保できたのではないかと考えておりますが、事務局長の話もあり、調査云々と言われたものですから。やはり事業主体に対し議会で議決をしたものが、そのような形で行われたものにおいては、事業主体である会議所に確認をする点は多々あると思います。時期的な問題ですが、やはり1週間必要なのであれば、委員長、事務局等を含めて、日程等を設定していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員（成川幸太郎） 先ほど言いましたように、事業主体が商工会議所ですね。商工会議所の事業に対して、補助金は市が出しているのですが、その事業に対する調査権というのは我々にはないわけですね。行政がやっていることに対する調査権はあっても、会議所がやった事業で、向こうが主体だということは、今回の商品券事業に対する調査権というのは及ばないのではないかな、という気がします。参考人招致をするというのは、それなりの手続を踏んでやるわけですから、やはり調査に入るのではないのでしょうか。

○委員（大田黒 博） 調査においては、それぞれの市議会議長会がありますし、県にもしっかりと議会の調査の事務局がありますので、確認をしていただいて、局長もこれまでのノウハウを持

っておられますので、先ほど成川委員が言われた件について、議長などに確認をしていただきながら、「その設定はどういう方向がある」というのをお示しいただければと思っています。ここで、そのようなものがクリアできれば提示いただいて、参考人招致はぜひやらなければいけないのではないかなと思います。私は今日、当局を確認して、少し当局側が押され気味の事業の進め方ではなかったのかな、ということ、事業主体である商工会議所に確認をしたい。ただの確認ですから、出てきていただいて、「そうじゃなかったよ」「こうだったよ」という方向性が出れば、市民も納得しますし、そのような報道がなされれば、なお、その方法がよいのではないのでしょうか。一番よいような気もいたします。

○委員（成川幸太郎） 大田黒委員が言われたように、確認だけだったら、今日の結果を委員長は分かっているわけですから、委員長が会議所に出向いて行って聞けばよいことです。参考人招致をきちんとかけていくというのは、それなりの委員会審議になっていくわけですね。聞きたいことは聞きたいですが、やはり調査となってしまうのではないのでしょうか。委員会を正式に開くわけだから。12日までにそれを済ませていただいて、委員長からこういう結果でしたと報告があれば。そのときにまた、会議所が当局に対して言っていることと、今日の内容に食い違いがあるようであれば、また当局を質せばよいのではないかな、と私は思うのですが。

○委員（大田黒 博） 局長、県あるいは国のそういう関係機関に、参考人招致、あるいはそういったものについて、このような事業主体の流れ等を含めて確認は取れませんか。

○事務局長（道場益男） 協議会でお願いします。

○委員長（森満 晃） 協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時07分休憩

~~~~~

午後3時14分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃） 本会議に戻します。ここで休憩します。

～～～～～～～～  
午後３時１４分休憩  
～～～～～～～～  
午後３時４９分開議  
～～～～～～～～

○委員長（森満 晃）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（森満 晃）ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～  
午後３時４９分休憩  
～～～～～～～～  
午後３時５５分開議  
～～～～～～～～

○委員長（森満 晃）それでは、本会議に戻します。

意見は尽きたと認めます。それぞれ双方の意見が出ましたので、参考人の招致を行うことについての採決を起立により行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

○委員（石野田 浩）投票をお願いします。

○委員長（森満 晃）投票は記名でしょうか、無記名でしょうか。どちらかです。

○委員（石野田 浩）無記名をお願いします。

○委員長（森満 晃）ただいま無記名投票でという案が出ておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）ただいま本件の採決につきましては無記名投票によられたいの要求がありますので、会議規則第１３１条第１項の規定により、採決は無記名投票をもって行います。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙の配付〕

○委員長（森満 晃）投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）配付漏れはないと認めます。

ただいま出席の委員は６名であります。投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

○委員長（森満 晃）異状なしと認めます。

それでは、参考人を招致するに賛成する委員は

賛成と、参考人を招致することに反対する委員は反対と記入願います。

賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票、または賛成・反対以外の事項を記載した投票は、会議側会議規則第１３３条第２項の規定により否とみなします。

点呼に応じて順次投票を願います。点呼よろしいですか。

〔点呼・投票〕

○委員長（森満 晃）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）投票漏れはないと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。会議規則第３１条の規定により、立会人に岩切正之委員、坂口正幸委員を指名いたします。両委員の立会いを願います。

〔開 票〕

○委員長（森満 晃）お待たせいたしました。投票の結果を報告いたします。投票総数６票、これは本日の出席委員数に一致しております。そのうち有効投票６票、有効投票中賛成４票、反対２票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本件につきましては参考人を招致することと決定しました。

参考人招致の日程につきましては、相手方との調整が必要となります。この日程の調整については委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、参考人の人選について協議いたします。参考人の人選については、川内商工会議所に一任したいと考えておりますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）意見はないと認めます。それでは参考人の人選につきましては、川内商工会議所に一任することで御了承願います。

次に、参考人に意見を聞こうとする案件について協議いたします。委員会条例の規定により、参考人に意見を聞こうとする案件を通知する必要がある

あることから、あらかじめ案件を整理する必要があります。参考人に意見を聞こうとする案件については、プレミアム付商品券「とくとく商品券」の販売過程で生じた問題の原因と再発防止を含めた今後の方針についての意見を聞こうと考えておりますが、そのほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）意見はないと認めます。それでは参考人に意見を聞こうとする案件については、皆様から出された御意見を踏まえて委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

△参考人招致の手續について

○委員長（森満 晃）参考人招致の具体的な取扱いがまとまりましたので、ここで参考人招致の手續についてお諮りいたします。先ほど確認いただきました内容を前提に、その手續については委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

---

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会産業建設委員会

委員長 森 満 晃